

## 地域密着型通所介護の基準の概要

条項	概要
第3章の2 地域密着型通所介護	60条の2 (基本方針) 自立した日常生活を営むことができるよう機能訓練や日常生活上の世話をを行う 利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、家族の身体的精神的負担の軽減を図る
	60条の3 (従業者の員数) (1)生活相談員 1人以上 (2)看護職員 1人以上 (3)介護職員 ▽利用者15人以下の場合 1人以上 ▽利用者16人以上の場合 1人+15人を超える利用者1人につき0.2人 (4)機能訓練指導員 1人以上
	60条の4 (管理者) 専従常勤等
	60条の5 (設備及び備品等) 食堂・機能訓練室(※)、相談室(※)、消火設備、サービス提供に必要な設備・備品等 ※食堂・機能訓練室 利用定員×3㎡以上 ※相談室 相談内容が漏えいしないよう配慮
	60条の6 (心身の状況等の把握) 心身の状況、置かれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等を把握
	60条の7 (利用料等の受領) 介護サービス費用の自己負担(1割・2割)・食費・おむつ代等
	60条の8 (指定地域密着型通所介護の基本取扱方針) 要介護状態の軽減・悪化防止のため、その目標を設定し、計画的にサービスを提供等
	60条の9 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 住み慣れた地域での生活の継続のため、地域住民との交流を図るとともに、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを提供等
	60条の10 (地域密着型通所介護計画の作成) 利用者の心身の状況等を踏まえ、機能訓練等の目標や具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成等
	60条の11 (管理者の責務) 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握等を一元的に行う等
	60条の12 (運営規程) 運営に係る重要事項を規定(従業者の員数・営業日時・利用定員・利用料等)
	60条の13 (勤務体制の確保等) 適切なサービスが提供できる勤務体制を定める等
	60条の14 (定員の遵守) 利用定員を超えてサービス提供できない(ただし、災害等の場合を除く)
	60条の15 (非常災害対策) 非常災害に関する計画策定・関係機関との連携体制整備・避難訓練等
	60条の16 (衛生管理等) 施設、食器等の設備、飲用水の衛生的な管理・感染症の予防
	60条の17 (地域との連携等) 運営推進会議(利用者・家族・地域住民・市職員等)の開催等
	60条の18 (事故発生時の対応) 事故が発生した場合は、家族・市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる等
	60条の19 (記録の整備) 従業者・設備・会計・サービス提供等に関する記録を整備し、5年間保存
	60条の20 (準用) [ § 10 内容及び手続の説明及び同意] 利用申込者・家族に対し、運営規程の概要等を文書で説明・同意を得る [ § 11 提供拒否の禁止] 正当な理由なくサービス提供を拒んではならない [ § 12 サービス提供困難時の対応] 適切なサービス提供が困難な場合、居宅介護支援事業者への連絡と他の事業者等の紹介 [ § 13 受給資格等の確認] 要介護認定の有無や有効期間の確認等

条項	概要
第3章の2 地域密着型通所介護	60条の20 (つづき) (準用) [ § 14 要介護認定の申請に係る援助] 要介護認定(更新)申請が行われていない利用申込者の申請を援助 [ § 16 指定居宅介護支援事業者等との連携] 居宅介護支援事業者や保健医療サービス・福祉サービス提供者等と連携する等 [ § 17 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助] 代理受領の手続きがなされていないときは、代理受領の説明と手続きの援助を行う [ § 18 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供] 居宅サービス計画に沿ったサービスを提供 [ § 19 居宅サービス計画等の変更の援助] 居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等必要な援助を行う [ § 21 サービスの提供の記録] 提供日・内容、代理受領額等を、居宅サービス計画を記載した書面等に記載等 [ § 23 保険給付の請求のための証明書の交付] 法定代理受領ではなく、利用料の支払を受けた場合は、利用者が市町村に対し保険給付の請求を行えるよう、サービス提供証明書を利用者に交付 [ § 29 利用者に関する市への通知] 利用者にな不正な受給等があるときは市へ通知する [ § 35 掲示] 見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示する [ § 36 秘密保持等] 従業者は、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない等 [ § 37 広告] 虚偽または誇大な広告はしてはならない [ § 38 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止] 居宅介護支援事業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービス利用の対償として、金品等の利益を供与してはならない [ § 39 苦情処理] ▽苦情受付窓口等を設置 ▽市・国保連が行う調査に協力等 [ § 42 会計の区分] 事業所ごとに経理を区分する等 [ § 54 緊急時等の対応] 利用者に病状の急変が生じた場合は、すみやかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる
60条の21 ) 60条の38	≪療養通所介護に関する基準≫ ▽地域密着型通所介護であって、常時看護師の観察が必要な難病等の重度要介護者・がん末期患者が対象 ▽地域密着型通所介護の基準と比較し、看護師の専従常勤や従業者の加配・主治医や関係機関との密接な連携等、対象となる利用者の状況を勘案した内容